

令和5年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

日ごろより、本村の税務業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご承知のように、固定資産税につきましては、土地や家屋のほか、償却資産についても課税されます。地方税法第383条の規定に基づき、事業用の償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在において所有している償却資産について、当該償却資産所在地の市町村長に申告しなければならないこととなっております。

つきましては、この手引きをお読みいただき、同封の申告用紙に所要の事項を記入の上、期限までに申告くださいますようお願いいたします。

1. 申告していただく方

- (1) 令和5年1月1日現在、天栄村内に償却資産（3. 償却資産とは を参照）を所有されている方、または天栄村内の事業者に事業用資産として貸し付けている方は、償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。例えば、工場、商店、事務所などを所有している方が該当します。
- (2) 休業、廃業、解散、移転等をされた方、あるいは該当する資産がない方もその旨を「償却資産申告書（償却資産課税台帳）提出用 18備考」に記入してください。

2. 申告すべき資産

前年中（令和4年1月2日から令和5年1月1日まで）に新たに取得した償却資産及び減少した償却資産について申告してください。（前年中に資産の増減がなかった場合も、その旨申告してください。）

なお、事業所の開設または現在までに申告されていない方で新たに申告される場合は、令和5年1月1日現在、天栄村内において所有している全資産について申告してください。

3. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物（建物付属設備を含む）、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	門・塀・緑化施設等の外構工事、舗装路面、屋外配管用設備、広告塔、その他土地に定着する土木設備または工作物 等
	建物附属設備	事業用の動力・受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作 等
2	機械及び装置	各種製造・加工・修理等の機械及び装置、土木建設機械、印刷機械、太陽光発電設備 等
3	船舶	ボート、釣船、漁船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター 等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車 等
6	工具、器具、備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、工具、金型、理容及び美容機器、ルームエアコン、応接セット、レジスター 等

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は申告の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの

イ 無形減価償却固定資産（加入権・営業権等の権利、ソフトウェア 等）

ウ 繰延資産（開業費、試験研究費 等）

エ 棚卸資産（貯蔵品、商品 等）

オ 美術品等（ただし、平成27年1月1日以降に取得した美術品等については、取得価格が100万円未満で時の経過によりその価値が減少するものや、取得価格が100万円以上であっても時の経過により価値の減少することが明らかなものは申告の対象となります。）

カ 生物（ただし、観賞用と興行用生物は除きます。）

キ 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産で、

- ・ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入された資産（固定資産として計上しないもの）
- ・ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行っているもの

- ク 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価額が20万円未満のもの
- ケ 家屋本体及び家屋の所有者が取り付けた建物付属設備のうち、固定資産税上家屋として評価されるもの

(4) 申告が必要な資産(申告漏れに注意してください)

次に掲げる償却資産も、事業のために使用する状態であれば申告が必要です。

- ア 耐用年数が経過し、減価償却が終了している資産
- イ 取得価格が20万円未満であっても、個別償却している資産
- ウ 租税特別措置法の規定を適用して即時償却している資産
(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例)
- エ 赤字決算・配当政策などのため、減価償却できるのに税務会計上減価償却を行っていない資産
- オ 改良費のうち、資本的支出として計上している資産(本体と区別して新たな資産の取得とみなして取り扱います。)
- カ 割賦購入資産、貸付資産、簿外資産、遊休・未稼働資産、福利厚生のために供する資産

○ …申告対象 × …申告対象外

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別償却資産	○	○	○	○
即時償却資産 (中小企業特例)	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

4. 申告の方法

同封されている書類と提出していただく書類

(1) 同封されている書類

- ① 償却資産申告書(償却資産課税台帳) ……第26号様式
- ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) ……第26号様式別表1
- ③ 種類別明細書(減少資産用) ……第26号様式別表2
- ④ 償却資産所有者別明細書(令和3年度)
- ⑤ 固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書
- ⑥ 償却資産申告の手引

- ※1 「④償却資産所有者別明細書」は、前年度に申告をされている方にのみ同封されています。
- ※2 地方税法第349条の3及び本法附則第15条などの規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、④固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書に必要事項を記載のうえ、所管する主務官庁等の証明書または届出書の写しなど証明となる書類を添付し、申告書と併せて提出願います。
- ※3 減価計算を電算化している事業所の所定の申告用紙をお持ちのところは、貴社の書式で申告してさしつかえありません。

(2) 提出書類 下記の表の区分により○印で示してあります。

【 前年に申告された方(増加・減少申告) 】

同封の「償却資産所有者別明細書(令和3年度)」をもとに、前年中の増加・減少資産の有無を確認ください。

申告の区分	申告書	種類別明細書		記入事項
		増加 資産用	減少 資産用	
資産増減のない方	○	×	×	申告書の「18備考」に「増減なし」と記入し、「前年前に取得したもの(イ)」の欄に印字してある取得価額をそのまま「計(ニ)」の欄に記入してください。
増加資産のある方	○	○	×	明細書には、増加した資産(申告漏れを含む。)のみを記入してください。
減少資産のある方	○	×	○	明細書には、減少した資産(申告漏れを含む。)のみを記入してください。
増加・減少資産の両方ある方	○	○	○	明細書には、増加・減少した資産(申告漏れを含む。)のみを記入してください。

【 はじめて申告される方(全資産申告) 】

申告の区分	申告書	種類別明細書 全資産用	記入事項
申告する資産のある方	○	○	明細書には、天栄村内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産のない方	○	×	申告書の「18備考」に「該当資産なし」と記入してください。

【 廃業等をされた方（取消申告） 】

令和5年1月1日現在、天栄村内で事業を行っていない方は、申告書の「18備考」にその旨を記入し、申告書のみを提出してください。

事由	「18備考」欄記入例
廃業・廃止	〇〇年〇〇月〇〇日 廃業（廃止）
法人解散	〇〇年〇〇月〇〇日 解散
村外転出	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇市へ転出
個人廃業・法人設立	〇〇年〇〇月〇〇日 法人設立 法人名 〇〇〇〇〇〇〇〇
休業	〇〇年〇〇月〇〇日 休業
村内事業所なし	村内事業所なし 〇〇市で営業

(3) 提出期限 令和5年1月31日（火） 必着

※ 期日間際は窓口が込み合うことが予想されますので、できるだけ1月20日（金）までにお問い合わせいたします。

(4) 提出先 〒962-0592

福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地
天栄村税務課 課税係

5. その他

郵送で申告される方は、申告書控用に受付印を押して返送しますので、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

福島県天栄村税務課 課税係	
電 話	0248-82-2116
F A X	0248-81-1008
E-Mail	zeimuka@vill.tenei.lg.jp